

公益財団法人いばらき文化振興財団役員及び 評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

制定 平成 25 年 3 月 27 日

改正 令和 6 年 3 月 22 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いばらき文化振興財団の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の種類)

第 3 条 報酬等の種類は、常勤役員にあつては、報酬、期末手当とし、非常勤役員及び評議員にあつては、報酬のみとする。

(非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給)

第 4 条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、茨城県の特別職員及び一般職員の身分を有する者以外の者に支給する。

(報酬等の決定基準)

第 5 条 理事の報酬等は、年間の総額 2 9, 8 0 0 千円を超えない範囲内において、次条から第 7 条に定めるところにより決定する。

2 監事の報酬は、年間の総額 2 0 0 千円を超えない範囲内において、次条から第 7 条に定めるところにより決定する。

(役員及び評議員の報酬)

第 6 条 常勤役員の報酬の額は、本財団の経営状況その他の事情を考慮し、別表に掲げる茨城県の出資法人等指導実施要領別表第 2 「常勤役員の給料月額」に準じて定める額を上限として、理事会で定める。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表に定める日額とする。ただし、同一日に 2 以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(期末手当)

第 7 条 期末手当は、茨城県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき算出される額とする。

(費用弁償)

第8条 役員及び評議員がこの法人の用務のため旅行した場合は、旅費を支給するものとし、当該旅費支給区分は、茨城県の職員の給与に関する条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表9級の職にある者が受けることとなる額に相当する額とする。

2 常勤役員にあっては、通勤手当を支給する。

(支給方法)

第9条 通勤手当並びに費用弁償の支給方法は、公益財団法人いばらき文化振興財団の職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）の例による。

2 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）

(2) 期末手当 毎年6月30日及び12月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）

3 非常勤役員に対する報酬は、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席した都度、支給する。

4 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

5 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振替の方法により支払うことができる。

6 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、給与規程の例により、日割によって計算する。

4 前2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(補 則)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第6条関係） 常勤役員の報酬基準額

1 昭和22年4月2日より前に生まれた常勤役員の月額報酬

職の区分	月 額
理事長	580,000円
副理事長	553,000円
専務理事	500,000円
常務理事	448,000円

2 昭和22年4月2日以降に生まれた常勤役員の月額報酬

職の区分	月 額
理事長等	448,900円
専務理事等	396,700円
常務理事等	362,800円

ただし、県の一般職の職員であった者が役員に就任する場合は、就任する役員の役職名にかかわらず、原則として専務理事等又は常務理事等の基準を適用するものとする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬 日額13,000円